

木城町告示第19号

令和元年第5回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月30日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和元年9月6日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

---

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

---

○9月10日に応招した議員

同上

---

○9月13日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第5回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和元年9月6日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和元年9月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第4号 平成30年度健全化判断比率について
    - ③報告第5号 平成30年度資金不足比率について
  - 3) その他の行政報告
    - ①報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第4 議案第45号 平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第46号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第47号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第48号 平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第49号 平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第50号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第51号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予算 第2号)
- 日程第11 議案第52号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 議案第54号 中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第56号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第57号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第59号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 決算審査報告
- 日程第21 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第22 委員会付託の省略
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第25 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第4号 平成30年度健全化判断比率について
    - ③報告第5号 平成30年度資金不足比率について
  - 3) その他の行政報告
    - ①報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第4 議案第45号 平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第46号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 日程第6 議案第47号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第48号 平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第49号 平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第50号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第51号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第11 議案第52号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第56号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第57号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第59号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 決算審査報告
- 日程第21 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第22 委員会付託の省略
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第25 散会

---

出席議員（10名）

1番	久保富士子君	2番	桑原 勝広君
3番	森 伸夫君	5番	眞鍋 博君
6番	中武 良雄君	7番	黒木 泰三君
8番	後藤 和実君	9番	甲斐 政治君
10番	原 博君	11番	神田 直人君

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 内野宮克俊君  
書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	萩原 一也君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	藤井 学君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会は、クールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和元年第5回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

令和元年第5回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、9月2日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、後藤和実君、9番、甲斐政治君を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

6月19日、第179回宮崎政経懇話会児湯・西都地区例会がホテル泉屋で行なわれ、気象予報士齋藤義雄氏による「異常気象と私たちの暮らし」と題して講演があり、最近の異常気象による災害の状況やそのメカニズム、また防災対策や避難についてまでのお話がありました。

6月21日、被爆74周年・原水禁九州縦断平和行進のキャラバン隊の皆様が来庁され、被爆者の皆様のお話を伺ったところであります。

6月22日、第64回木城町消防操法大会があり、日ごろの練習の成果を見せていただきました。

6月24日、木城町畜魂祭が行われ、第9回ということで、口蹄疫で亡くなった牛、豚、家畜などの魂を慰め、今後の防疫の誓いを新たにしたところであります。

同じく6月24日、第1回東児湯消防組合議会臨時議会が開かれ、新役員の選任、また化学消防車の購入などを承認されたところであります。

6月26日、高鍋地区交通安全協会木城支部理事会及び総会が行われ、平成30年度の実績報告、収支決算報告及び令和元年の事業計画、収支予算がそれぞれ承認されました。

7月8日、木城町地場産業振興会第31回通常総会が行われ、30年度の事業報告、決算報告が、令和元年度の事業計画、収支予算案のそれぞれが承認され、また、役員改選があり、(株)ドライブ・アップ・ジャパンの瀬川さんが会長に承認されました。

7月22日、6月27日に来庁予定であった原水禁国民平和大行進宮崎実行委員会が来庁され、原水禁への理解と支援が要望されました。

7月24日、第35回木城町肉牛枝肉共励会・表彰式が行われ、それぞれ出品されました肉が品質の高い評価をいただいたところであります。

7月25日、一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会臨時会が行われ、役員改選、その後議案の審議に入り、条例の一部改正が承認されたところであります。

同じく7月25日、西都市コミュニティセンターにおいて、一ツ瀬川地区土地改良事業促進協議会設立総会が行われ、これは、土地改良施設の建設後30年以上が経過しており、老朽化による突発事故の発生が増加傾向にあり、大規模事故が発生する懸念があるということであります。

7月29日、令和元年度高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会が行われ、平成30年度の事業報告、歳入歳出決算報告、令和元年度事業計画、歳入歳出予算案が、それから役員を選任がありました。その後、基調講演があり、国土交通省九州地方整備局道路部長の前佛和秀氏による「道路行政に関する最近の話題」と題しての講演がありました。

8月1日、県町村議会議長会正副議長研修会・地方行政問題協議会が宮崎観光ホテルで行われ、政治ジャーナリストの泉宏氏の演題「参院選結果分析と夏以降の政局展望」と題して講演があり、その後地方行政問題協議会が開催され、直接知事への要望並びに意見交換がされたところであります。

8月7日、令和元年度新田原基地納涼の夕べに、原新田原基地対策特別委員長と出席をしております。

8月22日、新田原基地周辺協議会の総会が行なわれ、役員改選後、30年度の事業報告、決算報告、令和元年度の事業計画、収支予算が承認されたところであります。

8月25日、第22回石井十次セミナーがホテル四季亭で行われ、シンポジウム、叶原氏、潮谷氏、藤野氏、菊池氏のそれぞれの「グローバル化の中での改革、変えるべきもの、守るべきもの」と題しての講演がありました。

8月30日、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議総会が行われ、平成30年度事業費報告、決算報告、令和元年度の事業計画、収支予算が承認され、また、森林環境税についての林野庁、石田良行氏による勉強会が行われました。

9月4日、児湯郡（市）町村議会議長会定例会があり、活動の報告並びに今後の活動予定、研修などの日程が協議されました。

同日、令和元年度西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議役員会・総会が行われ、役員改選、平成30年度事業報告、決算報告、令和元年度の事業計画、収支予算案がそれぞれ承認されました。

同日、児湯郡（市）町村議会議長会県知事要望活動として、県知事、県議会議長にそれぞれ要望書を提出して、要望をしたところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。報告書3番、令和元年度高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の件、報告書4番、宮崎県町村議会議長会正副議長研修会、地方行政問題協議会の件、報告書6番、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議総会・研修会の件、報告書7番、児湯郡（市）町村議会議長会県知事要望活動の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

次に、報告書1番、宮崎県町村議会議長会新議員研修会の件について、2番、桑原勝広君の登壇報告を求めます。2番、桑原勝広君。

**○議員（2番 桑原 勝広君） 新議員研修会報告をいたします。**

令和元年7月1日に宮崎県自治会館におきまして、新議員研修会に、新人議員3名と事務局にて参加させていただきました。

宮崎県町村議会議長会事務局長崎村氏により「地方議会の制度・運営」について、議員の資質向上を図るための講義がされました。議会議員の基本を学ばせていただきました。今後この研修を生かし、自分自身のスキルアップをして、町民の声に耳を傾け、町議会、町議会議員としての役割を果たし、町の発展のために全力で取り組んでいきます。

以上、報告を終わります。

**○議長（神田 直人） 2番、桑原勝広君の報告が終わりました。**

次に、報告書2番、宮崎県町村議会議長会議会運営委員会正副委員長研修会の件について、10番、原博君の登壇報告を求めます。10番、原博君。

**○議員（10番 原 博君） 議会運営委員会委員長副委員長研修会を報告いたします。**

令和元年7月24日、宮崎県自治会館において、久保副委員長、事務局議事調査係長、私の3人で参加しました。

演題が「2040年を目指す町村議会の運営」ということで、講師に新潟県立大学国際地域学部准教授田口一博氏の講演でありました。その中で、地方行政の課題と対応策ということで、人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、議会の役割はさらに重要になる。



皆さん、報告書（令和元年9月6日付、議会運営委員会委員長・副委員長研修会報告）はお手元にありますか。ということで、次に移ります。

「地域の枠を超えた連携」ということではありますが、これについては各自で読んでいただいて、総括を読み上げます。

今後、議会は、地方公共団体の方針の最終決定権を持つ職責を全うするためにも、議員は研修会・勉強会を実施し、議員の質の向上を図り、職員の意識の高揚、まちの活性化を進めることでやりがいを示していき、議員の——この後に「誇りと魅力」を追加してください。——議員の誇りと魅力と必要性を示せば、議員のなり手不足を克服できると思います。

以上、報告終わり。

○議長（神田 直人） 10番、原博君の報告が終わりました。

次に、報告書5番、市町村議会議員研修「1年目議員のために」の件について、1番、久保富士子君の登壇報告を求めます。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 令和元年度市町村議会議員研修についてのご報告をいたします。

令和元年8月7日から9日までの3日間、滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所において、1年生議員のための講義を受けてまいりました。本来なら、新人議員3名で参加する予定でしたが、今年度は参加希望者が多く抽選ということになり、木城町議会からは私1人の参加となりました。

初日は、静岡県立大学小西敦教授による「地方自治制度と地方議会」と題して地方議会の制度上の基本的事項について学び、参加議員との意見交換を行い、他市町村議会議員との交流の場にもなりました。

2日目は、全国市議会議長会調査広報部本橋謙治氏による地方議会や地方議員にかかわる基本的事項と地方議員として理解しておくべき権能や制約、議会活動において留意すべき事柄についての講義を受け、その後のワークショップは1年生議員ならではの意見交換ができ、お互い新人議員が抱えている悩みや問題点について語り合うことができました。その中で圧倒的に多かった意見として、市議には政務活動費が支給されるが、町議には支給されないのはなぜなのかという疑問でした。政務活動費は、議員の調査研究、そのほかの活動のために交付される経費なので、特に地方議員のスキルアップのためには必要なのではないかと本橋氏のご意見でした。

最終日は、明治大学中邨章教授による講義で、地方自治における議会、議員の役割を確認するとともに、今日の地方議会の課題を認識し、今後を展望した地方議会の活性化について学びました。

私たち議員は、町民の代表として十分な活動ができるよう多くの権限が与えられています。その使命と責任を強く自覚し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりのために努力してまいりたい

と思います。また、今回の研修で学んだことを、今後の議員活動に生かせるよう頑張ってもらいたいと思います。

以上で、市町村議会議員研修についての報告を終わります。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。まず、町長の政務報告について、次に、報告第4号平成30年度健全化判断比率について、報告第5号平成30年度資金不足比率について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和元年第5回木城町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、天候不順及び残暑厳しい折、しかも、諸事ご多用の中に、全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定案6件、専決処分1件、条例案3件、補正予算案3件、人事案2件、諮問1件、合わせまして16議案のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を3件させていただきます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますと、認定、承認、可決、同意、適任をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に4点報告をさせていただきます。

初めに、8月28日からの記録的な雨で大雨特別警報が発令されました佐賀県を中心とした九州北部大雨で、不幸にもお亡くなりになられました皆様及び甚大な被害を受けられました皆様に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本町におきましても、6月26日の梅雨末期の大雨、8月5日の台風8号、15日の台風10号と、相次いで暴風雨に見舞われました。情報警戒本部及び災害対策本部を立ち上げ、町民への情報提供と避難準備発令、被害状況の把握等に努めました。幸い、人的被害はなく、道路関係及び農作物等についても大きな被害がなく、一安堵したところでありました。改めまして、被災をされました町民の皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、平穏な生活が戻りますように、1日も早い復旧に向けて取り組んでいるところであります。

2点目は、今年の夏も命にかかわる危険な暑さの猛暑日続きでありました。

熱中症、熱射病とは言わず、もう熱死病と呼ぶのがふさわしいほどの暑さでありました。しかし、この暑さにめげず、この夏、本町出身の中学生・高校生がスポーツ面で大活躍をしてくれました。

木城中1年柔道クラブの長友奈々実さんが、8月5日から10日まで行われました。長崎県諫早市での九州総合体育大会に出場されました。

高鍋高校剣道部3年生の鎌田真雛さんは、熊本県で開催されましたインターハイ剣道団体競技に出場されました。実に35年ぶり4回目の出場であり、ベスト16となり、まさに古豪復活でありました。

日章学園高等学校ボクシング部2年生の川野蓮斗さんは、同じくインターハイに2年連続で出場され、フライ級でベスト4の活躍でありました。

3点目であります。第29回宮日広告賞において、木城町の広告「ないないの町」が大賞の栄に輝きました。市町村における大賞受賞は初めてのことであります。

輝け木城・磨き隊の職員及び神田憲裕地域おこし協力隊員のアイデアと思いが詰まったオリジナル広告が評価されました。講評では、読者がインパクトやおもしろさを求めている中で、思い切った写真とコピーロゴの組み合わせなど、斬新な切り口での広告がすばらしいとの意見をいただきました。

また、今朝の宮崎日日新聞に掲載をされていますが、日本新聞協会の第39回新聞広告賞において、広告主部門の優秀賞17作品の1つに選ばれました。ないないの町という小さい町からの発信が全国的に認められたものと思いますし、2つの受賞を誇りとし、さらには、励みとして木城町をもっともっと光り輝かせてまいります。

4点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております、6月定例会以降の経過等であります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。

6月定例会報告と変わりはありません。これまで、8名の方々と和解契約を締結しております。残りの4名は、謝罪も賠償金も受け入れられないとなっております。残りの4名の相続人には、今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して、解決を図ってまいります。

それから、6月17日に、日向市在住の長友武彦氏から、旧中之又中の郷土資料室に預けている色紙を返還させていただきたいとの書面による申し出がありました。当初、申し出の色紙についてはないということをお返答いたしておりましたが、その後、7月20日に色紙が見つかったことの報告を22日に受けました。翌23日に、副町長、教育長に長友武彦氏宅に赴かせ、おわびを申し上げた上で、色紙の返還をいたさせました。私も翌24日に長友武彦氏を訪問し、おわび

と謝罪をいたしたところであります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。6月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

初めに、1ページをごらんください。

6月13日でございます。6月の議会定例会でご同意いただきました桑原正憲監査委員の委嘱状交付式を行いました。任期は、6月13日から令和5年6月12日までであります。

引き続き、木城町ふるさと振興協会の総会に出席いたしました。振興協会の自主自立の経営運営と、牛田理事長初め協会職員のアイデアと引き出しの多さにはいつも感服をしております。川原自然公園及び木城温泉館湯ららにおいて、「親子でLet'sクライミング」、「ウォーターフェスティバル」、「まちの保健室」、「どんぶり井選挙」、「けん玉大会」、「カブ主爽会」、「キャンドルアートペタペタ」などのユニークなイベントで、町内では1番多い、年間の交流人口約25万人が訪れています。さすがです。あっぱれです。

次に、14日から15日まで上京をいたしました。

石田総務大臣による市区町村長向け講演会に出席をいたしました。

I o TやA Iの最新テクノロジーを活用した便利な社会でありますソサエティ5.0時代のあり方等についての講演でありました。今後、教育・鳥獣害対策・医療・障害者福祉・産業の生産性向上・防災水害対策・インバウンド観光客への対応・テレワークなどの分野に活用されるようになります。

特に、総務省としては、マイナンバーカードの取得推進を図っていただきたいとのことでした。このことを受けまして、さっそくマイキープラットフォーム運用協議会に加入し、マイナンバーカードを活用した消費活性化策に取り組むことにいたしました。マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツールの1つであり、健康保険証やマイナポイントとしての利用も可能となってまいります。職員については、全員の年内取得を目指してまいります。

次に、17日でございます。木城町民生委員推薦会に出席し、7名の方々に民生委員の適任者の推薦にかかわる委嘱状交付を行いました。

その後、精力的に委員会を開催していただき、15名の民生・児童委員の推薦をいただきました。今後、県知事推薦により、厚生労働大臣が委嘱することになります。なお、委員の任期は3年であります。

次に、20日でございますが、宮崎県商工会連合会への表敬訪問、その後、宮崎県国土調査推進協議会の定例総会、引き続き、宮崎県町村会の臨時総会に出席をいたしました。

宮崎県商工会連合会では、商工会への指導助言と情報提供、そしてさらなる支援をお願いしたところであります。

町村会の臨時総会では、平成30年度の会務報告と歳入歳出決算を承認いたしました。なお、空席でありました副会長には、門川町長の安田修氏が就任されました。

次に、21日でございますが、本年度第1回の木城町環境美化推進委員会に出席をし、委嘱状を交付いたしました。

よりよい生活環境や自然環境を守っていくことについて、ご理解とご協力をお願いいたしました。なお、会長には、自治公民館連絡協議会長西有一郎氏が就任されました。

午後からは、一般社団法人宮崎県林業公社の第59回定時社員総会に出席をいたしました。社員は、13市町村と4森林組合及び2林業団体の19社員です。

長期借入金が338億円余となっており、厳しい経営状況となっております。第4期経営計画に基づき、役職員一体となって経営改善に取り組んでいくことが示されたところであります。

次に、22日でございます。第64回木城町消防操法大会が開催され、議員各位の激励・応援をいただいた中で、小型ポンプは第7部、小型ポンプ積載車は第4部、自動車ポンプは第2部が優勝いたしました。

梅雨の晴れ間の暑い中での操法大会でしたが、各部とも気合いの入った闘志に満ちた規律ある操法を披露してくれました。

次に、24日でございます。神田議長、黒木産業文教常任委員長にもご列席いただき、9回目の畜魂祭を執り行いました。口蹄疫や鳥フルなどの家畜伝染病を風化させることなく、常在危機の意識を持って、防疫の徹底とより一層の注意を払っていただくことをお願いいたしました。

次に、25日でございます。午前中は、宮崎県農業振興公社の総会に理事の立場で出席をいたしました。

農業振興公社は、農地中間管理事業の推進、6次産業化や担い手支援など幅広い事業を展開して、農業経営の安定化と農業を取り巻く状況の改善に取り組んでいます。

午後からは、宮崎県電源地域連絡協議会を開催し、会長としての挨拶をいたしました。会員は、県内16市町村で、水や電力の安定供給という公益的な役割を担っております。水力交付金の恒久的な助成と振興対策の充実を、今後も国及び関係機関に強力に働きかけを行ってまいります。

なお、平成30年度の木城町の水力交付金であります。836万円を交付していただいております。

次に、28日でございます。県内における森林整備と治山事業を行っています一般社団法人宮崎県治山林道協会の第7回定時総会において、役員改選が行われ、理事に就任をいたしました。任期は2年間です。

理事の責務を果たすことはもちろんのことではありますが、役員就任の期間中に、事業の柱の1つの公益事業であります山村集落リフレッシュ支援事業とみどりの文庫贈呈事業の採択に向け

て努力をしてまいります。

幸いに、令和元年度の山村集落リフレッシュ支援事業に中椎木地区が採択されました。

2ページをごらんください。

次に、7月1日でございます。令和になって初めての社会を明るくする運動の強調月間、そして、更生保護制度70年という節目を迎えての社会を明るくする運動木城町推進委員会を開催し、その後、役場玄関で、総務大臣メッセージの伝達式を行いました。

「人はみな、生かされて、生きてゆく」ということを、みんなが共有して、心広く、温かい心持ちでご活動・ご協力いただきたいと挨拶をいたしました。

次に、5日でございます。今年度からの町単独事業であります令和の元気な集落づくり支援事業として、駄留地区に、第1号の採択の交付式を行いました。

県が認定をいたしました限界集落、いわゆる「いきいき集落」に対しまして、自主的に生活環境や伝統文化の保護などに取り組む地域に、上限10万円を限度として助成をするというものであります。

老若男女、一人一人が協力し合い助け合って、住み続けたい、住んでよかったという地域になっていただくことを期待しております。

次に、9日でございます。宮崎県環境整備公社の臨時理事会が開催されました。損害賠償請求控訴事件についての取り扱いについて協議をいたしたところであります。

協議結果の詳細につきましては、8月1日の議会全員協議会でご報告させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、12日でございます。一ツ瀬川土地改良区と4市町首長との意見交換会が一ツ瀬川土地改良区で行われました。

令和4年から令和14年の事業期間で、一ツ瀬川地区国営土地改良事業の更新事業を行うに当たり、クリアすべき問題が2点ありますので、今後も継続して協議を重ね、解決していくことを確認いたしましたところあります。

そのクリアすべき問題点の1点目は、貸付金の取り扱いについてであります。未施工地区に対する貸付金3億1,800万円余があります。木城町は3,367万円余であります。この貸付金をどうするかということであります。

2点目であります。2点目は、国営の更新事業に当たっての市町及び地元負担をどうするかということであります。

この2点につきましては、一ツ瀬川土地改良区にあつては、理事会・総代会・組合員との協議が必要でありますし、市町にあつては、議会の同意が必要となりますので、今後、先ほど申し上げました2点のことについて、協議検討を重ね、一定の方針が出た場合に、議会の同意に向けて

の努力をしていくこととなります。

次に、17日でございます。顔の見える関係を常日ごろから築いてまいりたいとの考えから、高鍋土木事務所との意見交換会を行いました。

町内の県道踏査を行い、その後、県道及び県工事等に関する意見交換会と情報交換を行ったところであります。

次に、17日から18日にかけて、令和元年度の事務事業、新規事業等について、各課に対する町長ヒアリングを行いました。

第5次後期総合計画、地方創生に係る総合戦略、過疎対策、そして私の選挙公約の具現化に向けての共有と理解を得るためであります。

さらには、不適切な事務処理及び会計処理がないように、改めて注意喚起を行ったところでもあります。

3ページをごらんください。

次に、20日でございますが、九州保健福祉大学との連携事業、第2期目を迎えましたが、その一環としてフィールド調査を土曜日、日曜日に行っていただきました。

健康長寿と子育て支援に係る地域福祉力の向上に向けて、若者視点、よそ者視点、学生目線での木城町の宝探しと、にぎやかな夢や思いを語っていただくことを期待している旨の歓迎挨拶をいたしました。

次に、22日から23日まで、鹿児島県薩摩川内市で九州地方電源地域連絡協議会の理事会及び総会が開催され、宮崎県電源地域連絡協議会会長の立場で出席をいたしました。会員は、九州管内93市町村で、電源地域振興のための補助事業についての更なる交付対象要件等の緩和及び関連補助金等の重点配分と優先採択を、県及び経済産業省、資源エネルギー庁に要望していくことになりました。

23日の午後からは、宮崎県道路利用者協議会ほか3件の総会に出席をいたしました。道路整備の必要性と協力を得るための活動と道路予算獲得のための活動を行っていくことを確認いたしました。

そして、このことを受けて、一体的な道路ネットワークの早期整備、道路施設の老朽化対策、道路の防災・減災対策等が計画的かつ着実に進められるよう決議をいたしましたところでもあります。

次に、24日でございますが、肉用牛肥育技術の確立と枝肉の資質向上を図るために、最先端の設備を誇りますミヤチク都農工場で、木城町肉牛枝肉共励会を開催いたしました。今では、県内では唯一の市町村開催であり、35回目を迎えました今回は、田神の篠原智和さんの枝肉が昨年に引き続きグランドチャンピオンの栄に輝きました。今後も、継続して枝肉共励会を開催して、生産者の皆さんが希望を持って、継続して、良質な肉牛を生産されるよう、支援と応援をしま

いたいと思います。

次に、25日から26日まで宮崎県町村会の公有林野部会を代表して全国公有林野全国協議会通常総会に出席をするため、上京いたしました。

ご承知のように令和元年度から森林管理経営法が施行され、森林環境税及び森林環境譲与税が導入をされたところであります。今後さらに公有林の適切な森林整備と円滑な管理経営の推進に努めていくことを確認いたしました。

次に、27日でございます。東児湯支部消防操法大会が開催され、小型ポンプ積載車に第4部、小型ポンプに第7部、自動車ポンプに第2部が出場いたしました。第2部、第4部は、健闘むなしく入賞することはできませんでしたが、小型ポンプの第7部は3位入賞をいたしました。思う存分、最高のパフォーマンスと操法を披露していただきました。さらには、議員各位の大きな応援と激励をいただきましたことを、改めてお礼と感謝を申し上げます。

次に、29日でございます。梅雨が明け、急ピッチで稲刈りが始まり、米初出荷検査を迎えました。天候不順でありましたので、収量や品質の低下が見られましたが、色選機が導入され初めての出荷でありましたので、1等米比率はまあまあ上々だったと思っております。

その後、高鍋・木城オルレ協議会の設立総会が高鍋町で開催をされました。

歩きながら、身近に自然や歴史、風土、食、出会いをマイペースで楽しむのがオルレとお聞きしております。

高鍋町持田地区から木城町の役場までの約11キロメートルのコースであり、地域宝探し発見と地域資源を磨く一助になればと期待しております。

今後、コース認定に向けて活動を行ってまいります。

次に、九州治水期成同盟連合会の第1回要望のため、小丸川治水期成同盟会会長の立場で、31日から8月2日まで上京をいたしました。

国土交通省の会議室で、水管理・国土保全局への要望と意見交換会を行いました。翌日、自民党では、林幹雄幹事長代理に、国土交通省では工藤彰三大臣政務官と五道仁実水管理・国土保全局長に、財務省では太田充主計局長に対しまして、特に小丸川が抱えている課題や要望について、具体的に陳情要望を行ったところであります。

4ページをごらんください。

次に、8月7日でございます。平成30年度の一般会計と5つの特別会計の決算審査報告を受けました。監査委員からは、計数に誤りはなく、関係諸帳票証拠書類が整備され、それぞれの予算の目的に沿って、効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしていることを認めるとの講評をいただきました。

一方で、簡易水道事業会計における不適切な会計処理につきましては、再発防止の認識と責任



感をもって事務執行していただきたいとの意見を賜りました。

決算審査の詳細につきましては、今議会に決算審査意見書が提出されていますので、省かせていただきます。

また、同日、宮崎県治山林道協会の山村集落リフレッシュ支援事業に中椎木公民館が採択をされ、治山林道協会から支援金が交付されたところであります。

次に、8月10日でございます。天候に恵まれ、3年ぶりに第9回木城盆おどり大会が開催されました。改めて、比木盆踊りの記録保全及び継承とともに、広く地区や住民の輪を広げていかなければと思ったところであります。

そして、イベントには率先して参加していくことが私たちの1つの責務であり、みんなを勇気づけ、労いをいたすべきではと思っております。

次に、17日でございます。まつり宮崎の一環でご当地グルメコンテスト2019 inまつり宮崎が開催され、和音の後藤和文さんのご協力をいただき、木城産の夏野菜・牛肉・こんにやくの食材でカレーこんにやく麺を提供いたしました。

また、高千穂通りに木城町の日本酒ブースを設けました。木城にゆかりのある方や日本酒が大好きな方が、意外と多く立ち寄っていただきました。

食材を始め、幅広く木城町のアピールができたものと思います。

次に、22日でございます。菜っ葉屋に出店されています女性の方々及び農村女性指導士で木城めしを作る会を結成されています。今回、木城ミルキー味噌を使って、牛すじカレー、イエローカレー、キーマカレーをつくられ、試食させていただきました。今後、木城の食材を使った「めしのレシピ本」を作成する予定ということでした。

私のほうからは、学校給食のリクエストランチを利用して、ご提供いただければという提案をさせていただきました。

町民の方々が、それぞれに自らが自立自興で、奉仕の思いをもって、まちづくりに協働参加していただけることを嬉しく思っております。

次に、23日から24日まで上京いたしました。

午前中に、一般社団法人エネルギー総合工学研究所を訪問し、めばえ保育園に設置予定の発電機の設置補助事業の採択について、要望を行いました。東京事務所にも立ち寄り、木城町PRイベントの案内と指導助言をお願いしたところであります。

午後から復興庁の末宗徹郎事務次官を表敬訪問し、事務次官ご就任お祝いを申し上げ、木城のまちづくりについて意見交換させていただきました。

また、江藤拓事務所を訪問し、先ほどの発電機の設置補助事業に採択について、側面からの支援要請をお願いしたところであります。

夕方からは、ないないの町木城町PRイベントとして、星空くらやみ体験会、トークセッション、特産品試食会を日本橋で、バイヤー及びメディア関係者、35名に対して、精一杯のアピールをいたしました。

未来志向で、山や川、星、緑豊かな自然を生かしたブランドを発信していくことが大切ですよとの意見もお聞きいたしました。

次に、政務報告書には記載されていませんが、28日に役場互助会職員がポロシャツを作成し、全職員に配付していただきました。

私のほうからは、木城の観光PR大使のチキンナンゴーにポロシャツを贈呈し、いたるところで、思いっきり木城をアピールしていただくようお願いいたしました。

昨年度から木城町PRプロジェクト事業を展開しており、昨年度は宮崎日日新聞でのPR、今年度は首都圏でのPRに取り組んでいるところであります。

そのような中で、職員団体みずからが木城町PRプロジェクト事業に、協力・参加していただいていることに感謝をしたいと思います。

次に、29日でございます。宮崎キヤノン木城工場の今後の取り扱いに関する事で、宮崎キヤノン株式会社の松本取締役副社長と西岡人事課長が来庁されました。松本取締役副社長からは、「建屋については、取り壊すということで決定した。土地のみを更地にして残しますが、土地の利用については未定」とのお話があり、私からは「情報のないままに、取り壊したり、突然に撤退するという事態は避けていただきたい。これまでどおり、本社には何らかの形で残っていただくよう、議会と一緒に頑張って要望していきたい」とお話をさせていただきました。

今後、情報提供があり次第、議会に報告することにいたします。

31日でございます。明けて1月13日に行われます第10回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会に向けて、木城町選手団の結団式が行われましたので、激励と期待を申し上げます。今回も、2チームの出場を目指しております。

今大会から、新たに女子中学生区間が設けられ、前半に小中学生区間が設けられることになりました。小中学生が充実をしていますので、期待のもてるレース運びを期待したいと思います。

次に、9月1日でございます。防災週間そして台風シーズンを前に、事前防災の観点から、リバリスで消防防災科学センター及び宮崎県のご協力とご支援をいただいて、木城町防災講演会を開催いたしました。

アウトドア防災術や防災アプリの活用など、身構えての防災ではなく、楽しみながら、日常生活の中でちょっとした工夫次第でできる防災術を学んだところでもあります。自分の命は自分で守るということと、各自、防災の心構えを持っていただく機会であったことを期待しているところでもあります。

次に、2日でございます。杉田和文氏、杉尾康雄氏、杉田博氏に根本匠厚生労働大臣からの民生・児童委員の任命委嘱状の交付を、代理でいたしました。

次に、昨日5日でございます。農林水産省職員のキャリア研修、農村研修として西嶋康平氏が表敬訪問のため、来庁されました。5日から10日4日まで、田神の篠原智和さんの農場で研修をされます。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第4号及び報告第5号について、ご報告をさせていただきます。

初めに、報告第4号であります。報告第4号は、平成30年度健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、報告をするものであります。

実質公債費比率は4.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため算定されません。

また、将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、算定されません。

次に、報告第5号。報告第5号は平成30年度資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して、報告をするものであります。

木城町簡易水道事業特別会計並びに木城町下水道事業特別会計とも資金不足はありません。

以上で、町長の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 町長の行政報告が終わりました。

次に、その他の行政報告を行います。

報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価等について登壇の上、教育委員会教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 報告第6号です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成30年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告いたします。

点検・評価の考え方及び点検・評価項目、点検・評価の基準、またこの基準のもとになった、点検・評価については提出いたしております報告書のとおりでございます。

この点検・評価の実現度につきましては、各項目の評価結果をもとに、第三者の教育委員会評価委員の意見を求めて、各項目ごとに理由を記述しております。

A評価につきましては、説明を省略させていただきますが、B評価について少し説明をさせていただきます。

2ページになりますが、教育委員会と町長部局との連携がB評価になっております。これは総合教育会議を1回実施しておりますけれども、少なくとも年3回は開催すべきだったということでB評価になっております。

それから6ページですが、学校教育でB評価になっております。確かな学力の向上についてありますが、英会話の基礎講座や英検3級対策講座に参加する児童生徒が定員に満たなかったということで、全体がB評価になっております。

成果の上がっている取り組みでありますので、定員になるよう開催日時等工夫してまいります。

また、7ページになりますが、生涯学習の推進では、生涯学習講座数や受講者の減少などが課題になっていることからB評価になっております。町民の参加が増えるよう講座内容の工夫を図ってまいりたいと考えております。

8ページになりますが、社会教育の推進においてもB評価になっております。その要因の1つは、昨年の報告と同様になりますけれども、人権教育の推進が十分図られていないことであります。今後、PTA研修会、それから各種団体の研修会等で人権教育について学ぶ機会を増やすことが必要であると考えております。また、もう1つのB評価の要因といたしまして、地域担当職員制度について、地域間での温度差が見られるということであります。今後も引き続き町民への浸透が図られるよう、各公民館長との連携を図りながら努力してまいります。

最後になりますけれども、教育に関する教育委員会の平成30年度の点検・評価を教育委員会評価委員の方に実施していただきました。その結果を平成30年度総合評価の項目に取りまとめをいたしております。この総合評価にあります教育委員会評価委員の方のご意見やご提言を今後の教育委員会の管理運営に反映させていきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（神田 直人） その他の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第 1 2. 議案第 5 3 号

日程第 1 3. 議案第 5 4 号

日程第 1 4. 議案第 5 5 号

日程第 1 5. 議案第 5 6 号

日程第 1 6. 議案第 5 7 号

日程第 1 7. 議案第 5 8 号

日程第 1 8. 議案第 5 9 号

日程第 1 9. 諮問第 2 号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 4、議案第 4 5 号から日程第 1 9、諮問第 2 号にいたる議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。ただいま上程をいただきました議案第 4 5 号から議案第 5 9 号及び諮問第 2 号にいたる 1 6 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 5 号。議案第 4 5 号は、平成 3 0 年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、別紙の平成 3 0 年度決算説明資料により説明をさせていただきます。

それでは、平成 3 0 年度決算説明資料の 1 ページをごらんください。平成 3 0 年度決算説明資料は別紙であります。

平成 3 0 年度の我が国の経済は、好調な企業収益や人手不足を背景に、企業の設備投資は増加を続け、賃金も緩やかに増加をしております。個人消費も、自然災害の影響で一時的な下振れがあったものの、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しを続けています。

一方、これまで高い伸びを続けてきた情報関連財を中心に輸出の伸びが鈍化する中で、米中間の通商問題や英国の E U 離脱の行方など海外経済に関する不確実性が高まっており、先行きの不透明感の高まりには、注意が必要な状況となっております。

九州地域におきましては、平成 3 0 年 9 月の台風 2 4 号など天候要因等の影響を受ける中、鉱工業生産は高水準で推移をしております。雇用情勢は着実に改善し、個人消費は緩やかに持ち直しをしております。

本町におきましては、台風 2 4 号の影響を受ける中、平成 3 0 年度も収支の均衡はとれましたが、大規模償却資産税を柱とする町税の減少や社会保障費の増加など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、ふるさと納税などの歳入の確保や歳出の

見直しを行い、住民ニーズに適切に対応した福祉向上と地域の発展、教育の充実、農林業活性化などを図りながら、行財政運営を進めたところでございます。

そこで、平成30年度の現年度分に係る当初予算額は、39億4,800万円でしたが、補正予算及び繰り越し予算を含めた最終予算額は、45億9,282万6,000円となり、前年度予算額48億9,655万6,000円と比較いたしますと、6.2%減の予算規模となりました。

この予算に対し、決算額は、歳入45億408万2,000円、歳出42億6,814万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源5,452万7,000円を差し引きました実質収支額は、1億8,140万7,000円となりました。

なお、歳入歳出の状況につきましては、平成30年度決算説明資料の2ページから9ページのとおりであります。

次に、議案第46号。議案第46号は、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度決算説明資料の10ページ及び11ページをごらんください。

平成30年度決算額は、歳入6億9,179万3,000円、歳出6億4,693万9,000円で、差し引き4,485万4,000円の実質収支額となりました。

歳入は、県支出金4億2,784万8,000円で、61.8%、国民健康保険税1億2,673万円で18.3%、繰入金6,884万1,000円で10%、繰越金5,985万8,000円で8.7%の順となっております。

歳出は、保険給付費4億1,372万2,000円で64%、国民健康保険事業費納付金1億7,468万7,000円で27%、総務費2,529万5,000円で3.9%の順となっております。

次に、議案第47号。議案第47号は、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度決算説明資料の12ページ及び13ページをごらんください。

平成30年度決算額は、歳入1億2,739万7,000円、歳出1億2,337万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,035万8,000円を差し引いた実質収支額は、633万7,000円の赤字となりました。

歳入は、使用料及び手数料8,543万8,000円で67.1%、繰入金2,404万7,000円で18.9%の順となっております。

歳出は、簡易水道費9,679万円で、78.5%、公債費2,658万6,000円で21.5%の順となっております。

次に、議案第48号。議案第48号は、平成30年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定についてであります。

平成30年度決算説明資料の14ページ及び15ページをごらんください。

平成30年度決算額は、歳入1億9,976万9,000円、歳出1億9,451万5,000円で、差し引き525万4,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金1億4,687万円で73.5%、使用料及び手数料3,314万6,000円で16.6%の順となっています。

歳出は、公債費1億1,369万4,000円で58.4%、公共下水道費8,082万1,000円で41.6%となっています。

次に、議案第49号。議案第49号は、平成30年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度決算説明資料の16ページから18ページをごらんください。

平成30年度保険事業勘定の決算額は歳入7億1,784万4,000円、歳出7億163万1,000円で、差し引き1,621万3,000円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金1億8,745万6,000円で26.1%、支払基金交付金1億7,106万9,000円で23.8%、繰入金1億4,829万3,000円で20.7%の順となっています。

歳出は、保険給付費6億56万6,000円で85.6%、地域支援事業費4,227万6,000円で6%、総務費3,793万3,000円で5.4%の順となっています。

サービス事業勘定の決算額は、歳入1,081万7,000円、歳出885万9,000円で、差し引き195万8,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金725万5,000円で67.1%、サービス収入321万4,000円で29.7%の順となっています。

歳出は、サービス事業費577万7,000円で65.2%、総務管理費273万4,000円で30.9%の順となっています。

次に、議案第50号。議案第50号は、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度決算説明資料の19ページ及び20ページをごらんください。

平成30年度決算額は、歳入7,352万9,000円、歳出7,224万7,000円で、差し引き128万2,000円の実質収支額となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料3,694万1,000円で50.2%、繰入金3,579万8,000円で48.7%の順となっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金6,337万9,000円で87.7%、総務費

807万2,000円で11.2%の順となっています。

次に、議案第51号。議案第51号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。

台風8号による災害復旧に伴う予算が必要となり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年8月6日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、予算の総額をそれぞれ42億1,000万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額1,400万円であります。

歳出の主なものは、災害復旧費増額685万円、総務費増額508万3,000円、予備費減額44万2,000円等であります。

次に、議案第52号。議案第52号は木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例に制定についてであります。

今回の改正は、木城町簡易水道事業の健全な運営を図るため、料金を改正するものであります。

改正内容は、基本料金月額1,200円の改定は行わず、改正前の超過料金単価に1立方メートル当たり10円を加算するものであります。

また、基本水量制1カ月当たり8立方メートルまでを廃止をしまして、使用水量1立方メートルから8立方メートルまで、1立方メートル当たり10円を加算するものであります。

次に、議案第53号。議案第53号は、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、木城町下水道事業の健全な運営を図るため、使用料を改正するものであります。

改正内容は、基本料金を月額700円から1,000円に改定をし、改正前の従量料金単価に、1立方メートル当たり10円を加算するものであります。

また、1カ月当たり8立方メートルまでの基本料金700円を廃止し、汚水量1立方メートルから8立方メートルまで、1立方メートル当たり10円を加算するものであります。

次に、議案第54号。議案第54号は中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

当該施設は、中之又多地区の公民館として利用されていましたが、現在は中之又多笑楽校を公民館として利用されています。

地元住民から事務所として使用したい旨の要望もあり、普通財産に移行することで、当該施設



の有効活用が図られますので、条例を廃止するものであります。

次に、議案第55号。議案第55号は、令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,500万円を追加し、予算の総額をそれぞれ43億2,500万円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金増額4,040万7,000円、町債増額2,380万円、県支出金増額1,825万4,000円、町税増額1,195万3,000円、諸収入減額5万2,000円等であります。

歳出の主なものは、教育費増額3,962万3,000円、災害復旧費増額1,980万円、民生費増額1,568万1,000円、商工費増額1,307万2,000円、予備費減額145万8,000円等であります。

次に、議案第56号。議案第56号は、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億2,111万4,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額124万1,000円であります。

歳出は、総務費増額124万1,000円であります。

次に、議案第57号。議案第57号は、令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、保険事業勘定については、予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,381万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億4,810万4,000円に、介護サービス事業勘定については、予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,487万4,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰越金増額1,621万2,000円、繰入金増額760万円であります。

歳出は、諸支出金増額2,347万2,000円、地域支援事業費増額224万円、保険給付費減額190万円であります。

介護サービス事業勘定の歳入は、繰越金増額195万6,000円であります。

歳出は、諸支出金増額195万7,000円、予備費減額1,000円であります。

次に、議案第58号。議案第58号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員であります柄本奈津美氏の任期が令和元年9月23日で任期満了となるため、後任に上西幸子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は、令和元年9月24日から令和5年9月23日までの4年間となります。

次に、議案第59号。議案第59号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

現教育委員会教育長であります中竹聖子氏が、令和元年9月30日をもって辞職されることに伴い、新教育長として恵利修二氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は現教育長の残任期間であります、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間であります。

最後に、諮問第2号。諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視し、これが侵害された場合は、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現委員の黒木眞紀子氏が令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、中井裕子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同を賜りまして、認定、承認、可決、同意、適任をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

## 日程第20. 決算審査報告

○議長（神田 直人） 日程第20、決算審査報告を行います。

平成30年度の一般会計及び特別会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） 地方自治法第233条第2項の規定により、黒木監査委員とともに令和元年7月8日から8月6日まで、平成30年度木城町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、同日付で審査を求められた定額資金運用基金の運用状況調書について、その審査を終了したので、意見書を提出します。

意見書のページが2ページに移ります。よろしいでしょうか。

決算審査の報告、平成30年度一般会計及び特別会計の決算状況は下記のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類を照合した結果、決算計数について正確であることを確認しました。数字を

申し上げます。一般会計が45億408万2,356円。特別会計18億2,115万225円。合計63億2,523万2,581。これが歳入総額です。

歳出総額、一般会計42億6,814万8,311円。特別会計17億4,756万6,724円。合計60億1,571万5,035円となっております。

次が、3ページ、決算の概要、一般会計のほうに移ります。

平成30年度の一般会計決算収支状況は上表のとおりであります。

歳入総額は45億408万2,000円で、前年度と比べ4億1,593万8,000円の減。歳出総額は42億6,814万8,000円で、前年度と比べ4億1,072万1,000円の減でありました。歳入歳出差引は2億3,593万4,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源5,452万7,000円を差し引いた実質収支は、1億8,140万7,000円であります。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は5,832万8,000円の減となっております。

それから、次の4ページに移ります。

歳入決算について。歳入総額45億408万2,000円で、前年度と比較して4億1,593万8,000円の減であり、調定額に対する収入率は97.1%であります。

主な、対前年度増減は寄附金2億1,193万円増。繰越金2億2,383万円減。町債2億910万円減。町税1億2,241万7,000円減であります。

次が、5ページお願いしたいと思います。

平成30年度の自主財源と依存財源の状況及び推移は上表のとおりであります。

財源の構成比を見ると、自主財源67.2%。国県依存財源は21%であります。その他11.8%であった。自主財源については、町税、固定資産税の減があり、対前年度増減率は3.7%の減でありました。国県依存財源は23.2%の減で、町債、県支出金等が減です。その他では、寄附金が107.3%の増でありました。全体の対前年度増減率は平成29年度より8.5%の減となっております。

次が6ページの平成30年度の町税収納状況及び推移は上表のとおりでございます。

調定額に対する収納率は99.9%となっております。収入未済額は383万2,000円であり、前年度の421万6,000円から38万4,000円の減でありました。不納欠損額はゼロ円です。固定資産税は前年度と比べ1億2,843万2,000円の減であります。町民税は617万6,000円の増となっております。

次が7ページをお願いします。

町税の不納欠損内訳及び推移、平成30年度は不納欠損を行っておりません。地方交付税額の状態及び推移は上表のとおりであります。地方交付税は1億251万4,000円で、前年度と

比較し、2,065万6,000円の増で、歳入総額の2.3%を占めております。

次が8ページ、分担金及び負担金、これは児童福祉費負担金、保育料については昨年度に引き続き、完納されております。

使用料及び手数料、収入未済額は378万1,000円、前年度は412万3,000円で、34万2,000円の減でありました。主なものは総務使用料、インターネット使用料14万8,000円と町営住宅使用料357万4,000円であります。町営住宅使用料の収入未済の一部2件分は、出納閉鎖前にコンビニで収納され、出納閉鎖後に一般会計に収納されています。今後も滞納者に対する厳正な処理、情報提供など収入未済額解消に努力されたい。

次が、9ページをお願いします。

平成30年度の町債発行及び償還状況は上表のとおりであります。町債発行額は7,250万円であり、年度末現在高元金は11億9,437万円であります。町人口5,222名、平成31年3月末住民基本台帳によるもので、1人当たりの負担額は22万9,000円となっております。

それから、収入未済額。収入未済額は1億3,512万5,000円であり、前年度と比較して1億879万8,000円の増であります。この町税と使用料の件は先ほど申し上げました。主な差額は県支出金5,412万8,000円の増、林道災害復旧費補助金ほか。それから国庫支出金3,894万7,000円の増、これは公共土木施設災害復旧費負担金。町債は1,590万円の増となっております。

それから、10ページに移ります。一般会計の歳出決算について。

歳出予算額は45億9,282万6,000円で、前年度と比較し3億373万円の減であります。支出済額は42億6,814万8,000円で、前年度と比較し、4億1,072万1,000円の減であります。災害復旧費4,593万1,000円の増は、公共土木施設災害復旧費ほかであります。

商工費2,703万3,000円の増は、小規模企業者経営支援補助金等であります。民生費3億7,218万7,000円の減は、地域ふれあい館整備事業等終了によるものであります。土木費4,890万7,000円の減は、橋梁維持費等であります。

それから11ページ、お願いします。

平成30年度の性質別歳出の状況及び推移を申し上げます。

義務的経費は構成比で見ると35.7%、前年度と比べ2.1%の増であります。投資的経費については9.5%であり、前年度と比べ9.5%の減であります。災害復旧事業費は増加しております。

それから、12ページの予算の流用のところをお願いします。

平成30年度の予算流用は12件で、流用額は213万5,000円であった。災害等の予測のつかない事案など流用で対応することに納得のいくものが多数あったが、予算計上漏れなども確認されました。十分に確認を行って事務執行をしていただきたいと思います。

それから、13ページ。

平成30年度の補助金交付の状況は、財政援助団体等補助金総額3億2,519万円で、前年度と比べ5,040万7,000円の増であります。主な要因は交付区分Aの補助金2,381万1,000円の増、これは日向新しき村100周年記念事業実行委員会の補助金、それから災害緊急対策営農支援補助金ほかであります。交付区分B、Cの補助金は2,659万7,000円の増、これは木城町農山漁村における所得安定・向上モデル事業補助金、千年王国・百済王族物語公演事業補助金ほかであります。

それから委託料。平成30年度の委託料の内訳。委託料決算額は6億5,676万9,000円で、前年度と比べ3,957万5,000円の増であります。委託分A2,881万3,000円の増、これは台風24号災害に伴う風倒木撤去委託ほか。それから委託区分Cは840万1,000円の増、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託ほか。それから委託区分D、475万1,000円の増は、マイナンバーカード等への記載事項の充実に関するシステム改修業務委託ほかであります。

それから、14ページお願いします。

決算統計資料に基づく財政指標、これは先ほど町長がおっしゃられましたように、県、郡の平均との比較においても本町は非常に安定しているということで、この文面を読んでもいただければわかると思います。あの一番大事な経常収支比率、財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することのできない経常的経費に、税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを示す比率であり、その比率が低いほど財政の弾力性は大きく、財政構造が優れていると言えます。先ほど、町長がおっしゃられましたように、この分も安定しています。平成30年度は79.7%で前年度比と比較して4ポイントの増となっております。こういうのが一番大事なところじゃないかと思っております。あとは読んでいただくと、いかに郡、県に比較しても木城町が優れているかがわかると思います。

それから、15ページ、財産管理。これは公有財産、山林とか有価証券及び出資、これをごらんになっていただきたいと思います。

それから、16ページ。基金。

地方自治法第241条第1項前段、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で次の基金を設け運用しているが、いずれも法令、条例に基づき、おおむね正当な管理がなされ

ていることを認めました。平成30年度の基金の総額は、前年度と比べ1億3,359万4,000円の増であります。主なものに公共施設等整備基金1億2,060万4,000円の増、木城町災害対策基金5,010万9,000円の増、ふるさと応援基金2,000万円の増であります。

それから、17ページ。利子・配当金、財産収入。

平成30年度の基金利子及び株券等配当金の状況は、基金利子及び株券等配当金の合計は1,047万6,000円で、前年度と比べ280万1,000円の減となっております。長期超低金利時代の中、慎重に引き続き法令、条例に基づいた運用、特に公共債に取り組み、努力されたいと思います。

それから18ページ。

この運用基金の4つの基金が設置されており、いずれも法令条例に基づいた運用がなされ、計数及び証拠書類と合致し、正確であることを認めました。

以上で一般会計を終わります。

それから19ページ、特別会計をお願いします。

平成30年度の国民健康保険事業特別会計決算収支状況は、歳入総額6億9,179万3,000円、歳出総額6億4,693万9,000円、歳入歳出差引は4,485万4,000円となっております。単年度収支はマイナス1,500万4,000円となった。歳入歳出ともに前年度と比べ減額となっているが、平成30年度から制度の見直しが行われ、国民健康保険の財政運営責任主体が市町村から県に変わった広域化に伴うものであります。今後とも、健康づくり、疾病等予防活動に積極的に取り組み、医療費抑制に努めていただきたい。この市町村から県に移ったということで、条例が毎年毎年変わるといようなことを聞いております。十分、留意されて間違いのないようにお願いしたいと思います。

それから20ページ、国民健康保険事業特別会計の歳入決算について。

歳入総額6億9,179万3,000円で、前年度と比べ2億2,529万1,000円、24.6%の減となっております。主な対前年度増減は国民健康保険税2,138万5,000円減、国庫支出金1億6,949万円減、県支出金3億5,309万3,000円増。平成30年度より制度見直しにより、財政運営責任主体が市町村から県に移行したため、数字が錯綜しております。

21ページ、をお願いします。国民健康保険です。

平成30年度の主要財源の状況及び推移。平成30年度より財政運営主体が県に移行したため、国庫支出金及び交付金がなくなっているが、県支出金が増えております。

それから、国民健康保険税収納状況。

収入済額は1億2,673万円で、前年度と比べ2,138万5,000円の減となっております。対調定収納率は96.8%で、前年度より上がっております。収入未済額は421万5,000円で、前年度と比べ167万5,000円の減となっております。今後も適正な事務の遂行を望むものであります。

それから、23ページお願いします。国民健康保険事業特別会計の歳出決算について。

歳出総額6億4,693万9,000円で、前年度と比べ2億1,028万7,000円の減となっております。主な対前年度増減は共同事業拠出金1億9,184万8,000円減、国民健康保険事業費納付金1億7,468万7,000円増となっております。

それから、24ページは、平成30年度被保険者及び世帯数の状況及び推移は上表のとおりであります。これはごらんになってください。

それから、25ページ。簡易水道事業特別会計。

平成30年度の簡易水道事業特別会計決算収支状況及び推移。歳入総額は1億2,739万7,000円で、前年度と比べ2,728万4,000円の減であります。歳出総額は1億2,337万6,000円で、前年度と比べ1,467万7,000円の減であります。歳入歳出差し引きは402万1,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1,035万8,000円を差し引いた実質収支は633万7,000円の減であります。このマイナス収支の件は、先ほど町長がおっしゃったとおりで聞いております。結果的にマイナス収支となっているが、要因は事務処理の関係であり、経営的なものではないことを確認しました。今後、このようなことがないように適正な事務処理に努められたい。

それから、26ページ。簡易水道事業特別会計の歳入決算について。

歳入総額は1億2,739万7,000円で、前年度と比べ2,728万4,000円の減となっております。主な対前年度増減は繰入金543万9,000円減。収入未済額は54万3,000円で、水道料及び督促手数料であります。

27ページ。簡易水道事業特別会計の主要財源の状況及び推移。使用料及び手数料は8,543万8,000円で、前年度と比べ116万6,000円の減となっております。繰入金2,404万7,000円のうち、300万円は基金繰入となっております。

水道使用料収納状況。収入未済件数は現年度9件、前年度当初の滞納繰越分件数は231件で31件分徴収を行っております。収入未済件数は200件である。よって、翌年度滞納繰越件数は209件であります。現年度未済件数は減少している、さらなる滞納減少に努力していただきたい。

それから、28ページ。町債発行及び償還状況は、平成30年度は町債の発行を行っていません。元金の年度末現在高は2億1,793万7,000円で、前年度と比べ2,206万

3,000円の減となっております。元利償還額2,658万6,000円のうち利息は452万4,000円であります。水道加入者等の状況は見ていただければわかると思います。

それから、29ページ。簡易水道事業特別会計の歳出決算について。

歳出総額は1億2,337万6,000円で、前年度と比べ1,467万7,000円の減となっております。主な対前年度増減は水道管理費1,538万円減、公債費890万円減であります。

次、30ページは下水道事業特別会計。

歳入総額1億9,976万9,000円、歳出総額1億9,451万5,000円で、実質収支525万4,000円である。前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,336万1,000円の減となっております。財政調整基金1,724万3,000円積み立てております。実質単年度収支は261万8,000円の減となっております。

次が、31ページ。下水道事業特別会計の歳入決算について。

歳入総額1億9,976万9,000円で、前年度と比べ478万9,000円の増となっております。繰入金は前年度と比べ415万円の増となっております。

32ページ、下水道事業特別会計の主要財源の状況及び推移。

主な財源は、一般会計からの繰入金1億4,037万円の70.3%であります。基金より650万円繰り入れしています。使用料及び手数料は前年と比べ12万9,000円の増となっております。平成30年度の下水道使用料収納状況は、収入済額は3,304万9,000円で、収入未済額は9万3,000円となっております。収入未済額については多少解消されています。一段の努力をお願いしたいと思います。

それから、平成30年度の町債発行及び償還状況。元利償還額1億1,369万4,000円で、そのうち償還利子は2,928万7,000円であります。元金の年度末現在高は14億2,613万5,000円となっております。

33ページの下水道事業特別会計の歳出決算について。

歳出総額は1億9,451万5,000円で、前年度と比べ1,814万9,000円の増となっております。主な対前年度増減は施設管理費1,237万円増、下水道建設費248万3,000円増となっております。それから、加入状況はこれを見ていただき、各世帯のつなぎ込みが進み加入率が95.3%となっております。

それから、34ページ。介護保険特別会計。

歳入総額は7億1,784万4,000円、歳出総額は7億163万1,000円であり、実質収支は1,621万3,000円であります。

35ページ、お願いします。介護保険特別会計の歳入決算について。

歳入総額7億1,784万4,000円は、前年度と比べ1,780万9,000円の増でありま



す。主な対前年度増減は、介護保険料1,189万2,000円増、国庫支出金1,046万7,000円増、繰入金1,937万7,000円増であります。

それから、36ページ。介護保険特別会計の主要財源の状況及び推移。主な財源は国庫支出金と支払基金交付金で、約50%を占めております。一般会計より1億2,829万3,000円繰り入れされており、前年度と比べ62万3,000円の減となっております。

それから、介護保険料収納状況。現年度の特別徴収は公的年金から天引きの納付であるので、対調定収納率は100%であります。収入未済額は減ってきているが、まだ未納が多く特段の努力を望みます。介護保険料の不納欠損内訳及び推移、これは数字を見ていただければ。

37ページ、介護保険特別会計の歳出決算について。

歳出総額は7億163万1,000円で、前年度に比べ893万9,000円の増となっております。主な対前年度増減は保険給付費1,083万1,000円増、地域支援事業費2,066万4,000円増、諸支出金1,876万9,000円減であります。

38ページ、平成30年度の保険給付費内訳及び推移は、要介護1から5の認定者が利用したサービスの費用である介護サービス等諸費は5億4,078万4,000円であります。前年度と比べ2,558万7,000円の増となっております。介護予防サービス等諸費は要支援者1と2の認定者が利用したサービスの費用であります。特定入所者介護サービス等費は、介護施設に入所している低所得者の食費・住居費軽減分の補填費用であります。

それから、平成30年度の被保険者及び世帯数の状況及び推移は、被保険者数は1,809人で、前年度と比べ13人の減であります。世帯数は前年と同じ1,276世帯となっております。

それから39ページ。平成30年度介護保険特別会計サービス事業。

歳入総額1,081万7,000円、歳出総額885万9,000円で、実質195万8,000円であります。

それから、40ページは介護保険特別会計サービス事業の歳入決算。

歳入総額1,081万7,000円で、前年度と比べ137万2,000円の減となっております。主な対前年度増減はサービス収入54万7,000円増、繰越金172万5,000円減であります。

それから、41ページの介護保険特別会計サービス事業の歳出決算。

歳出総額885万9,000円で、前年度と比べ298万1,000円の減であります。主な対前年度増減はサービス事業費150万6,000円減、諸支出金172万5,000円減であります。次の表は認定者数の状況等で、これは各自見ていただきたいと思っております。

それから、42ページの後期高齢者医療特別会計。

歳入総額は7,352万9,000円で、歳出総額は7,224万7,000円で、実質収支

128万3,000円であります。

43ページ。後期高齢者医療特別会計の歳入総額は7,352万9,000円で、前年度と比べ126万6,000円の増であります。主な対前年度増減は後期高齢者医療保険料21万7,000円増、繰入金123万3,000円増であります。

44ページ、平成30年度後期高齢者医療保険料収納状況。

現年度分の特別徴収は、公的年金からの天引きでの納付であるので、対調定収納率は100%であります。滞納繰越分の収納率は19.7%であるが、収入未済額は前年度と比べ8万5,000円の減となっております。今後とも徴収に努力していただきたいと思っております。被保険者数の状況及び推移は、町人口に対する割合が徐々に増加しております。

後期高齢者医療特別会計の歳出決算については、歳出総額7,224万7,000円で、前年度と比べ76万4,000円の増となっております。主な対前年度増減は総務費66万3,000円増、後期高齢者医療広域連合納付金27万4,000円増であります。

以上が決算審査意見で、一応講評を読みます。

平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産管理状況について審査した結果、それぞれの予算はその目的に沿って、効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしているものと認めました。

また、各会計決算及び基金ともに計数に誤りはなく、関係諸帳票証拠書類も整備されていることを認めました。

地球温暖化による異常気象の増加やマイクロプラスチックによる海洋汚染など、世界経済の根底から見直しが必要となる課題が表面化している中、米国は自国第一主義を主張し、中国との貿易摩擦の激化や北朝鮮への経済制裁が株価の変動や市場不安の増大につながっています。

また、中東情勢の混迷により原油価格下落の影響が続いております。政府と日銀が掲げている目標「2%インフレ」の達成は遠く、長期金利の低下で大規模金融緩和策は長期化し、賃上げの停滞や原油安など、物価上昇の目算ははずれ続けております。このような国内外の影響を受け、地方の人口の流出・労働不足など、都市と地方の経済格差は増幅しているのが現状である。

また、10月の消費税率引き上げに伴う景気の動向が、地方経済にどう影響するか注視し、財政運営の健全化に努める必要がある。平成30年度も大阪府北部地震・北海道胆振東部地震・平成30年7月豪雨などの災害が多発し、住民の生活や地域経済に甚大な被害をもたらしています。本町においても、台風24号災害により、倒木や土砂災害により、主要道路が寸断され、長期停電により不自由な生活を余儀なくされました。現在も、道路等が未復旧のまま台風シーズンに突入する。住民の不安や負担を軽減するためにも、災害時応援協定の協力内容を再確認していただくなど、防災に努めていただきたい。

本町においては固定資産税減少に伴う経常収支比率は79.7%で、前年度と比較して4ポイント増となったが、投資的経費の減少で収支の均衡はとれています。しかし、将来は超少子高齢化時代が予測されるため、財政の硬直化が懸念されます。

歳入においては、基金利子及び株券等配当金は昨年度よりも収益は減少したが、健全に運用されています。今後は、地場産業の畜産を中心とした農産加工品や無洗米、絵本など、魅力ある返礼品開発を進め、ふるさと納税寄附額の増加に期待したいものです。

歳出においては、一般会計では災害復旧費が増加し、民生費・土木費・公債費等は減少しました。国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から制度の見直しが行われ、財政運営責任主体が市町村から県に移行しました。今後も医療費の低減策に更に努力を望むものです。

また、先ほど町長がおっしゃいました簡易水道事業特別会計において、不適正な事務処理により実質収支が赤字となった件に関しましては、再発防止のため職員全員が町財政運営業務や予算執行事務について認識を新たに、各自が責任感を持って事務執行するよう徹底していただきたい。

これからも住民の安心・安全に留意し、常に緊張感を持って、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施することを念頭に、健全かつ適正な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（神田 直人） 代表監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

午前11時06分休憩

-----  
午前11時13分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第21. 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（神田 直人） 日程第21、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第45号平成30年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第50号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第50号は、

10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、神田直人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、神田直人の10人を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前11時15分休憩

-----  
午前11時16分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。決算審査特別委員会委員長に中武良雄君、副委員長に眞鍋博君が互選されました。

## 日程第22. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第22、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第51号、議案第58号から議案第59号及び諮問第2号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号、議案第58号から議案第59号及び諮問第2号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

## 日程第23. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第23、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第45号から諮問第2号に至る議案の1議案ごとの質疑を行い

ます。

まず、議案第51号、議案第58号から議案第59号及び諮問第2号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第51号については、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。また、議案第58号から議案第59号及び諮問第2号の議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第45号から議案第50号及び議案第52号から議案第57号に至る議案については、総括質疑といたします。ただし、議案第45号から議案第50号の決算認定6件については、決算審査特別委員会において10名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

まず、議案第51号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第51号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 15ページの電子計算費の中の工事請負費488万2,000円と、17ページの公園費、工事請負費の121万5,000円について説明をお願いします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） まず、14、15ページになります。電子計算費の工事請負費488万2,000円につきましては、台風8号によります岩戸地区の光ケーブル破損による取り替え工事、こちらが約327万円。それから、中之又地区における松尾の手前のほうですけれども、土砂崩れによるケーブルの切断、こちらが仮復旧分ですけれども、160万7,000円となっております。

また、16ページから17ページになります商工費、観光費の工事請負費につきましては、こちらと同じく台風8号によります強風により城山公園のメロディー時計台の瓦が、東西面、こちらが破損しております。それと、中のほうに風が吹き込みまして、アクリル板1カ所の破損、こちらの修繕工事となっております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第51号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

これより、議案第52号から議案第57号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第52号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第52号に対する総括質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） このたびの改正によりまして、どの程度使用料が全体的に、総括でどれぐらい上がるのか教えてください。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 今回、議案としてお願いをしています水道の使用料ですが、改定のほうは先ほど町長のほうから説明があったとおりです。今回の値上げによりまして、もし改定された場合につきましては、水道のほうが498万円ほど、年額にしまして使用料が増額になります。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 今までが木城町の水道が20トンを使ったときに、3,326円で、大体県内では20番目でした。これが、今回の値上げによって、大体3,326円が幾らぐらいになりますか。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 大体、町内の一般家庭の平均的な使用量が20トンぐらいということございまして、先ほど中武議員さんがおっしゃったとおり、20トン使った場合、水道料が現在3,326円でございますけれども、今回上程しています改定で行った場合は、3,542円になりまして、20立米あたりの差額として、月額ですけれども216円の増額ということになります。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第53号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第53号に対する総括質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） これも先ほどと同じような質問ですが、今までの下水道が20トンを使ったときに1,663円で、宮崎県内で1番といういい数字をもらっていたのですが、今度の値上げによってこれがどれぐらいになるのか、そして、県内ではどれぐらいになるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 下水道の使用料でございますけれども、使用量20トンとした場合、現在、1,663円でございますが、それが2,203円、540円の増ということになります。

それから、県内の下水道料金の状況ですけれども、今現在は、木城町が県内で最低の使用料で運営をしているということで、値上げ後につきましても、やはり安いほうから2番目ぐらい、諸塚村と大体一緒ぐらいですので、県内でも安いほうから2番目ぐらいになると思っています。

○議長（神田 直人） 6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） あわせて聞きたいのですが、上下水道合わせて、今までの4,989円で、県内で5番目でした。これが大体どれぐらいになりますか。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 上水道、それから下水道合わせました料金ですけれども、20立米あたりですが、現在が4,989円でございます。それが、今回値上げされたと仮定しましたときに、5,745円となります。差額が756円の増ということになっておりまして——しばらくお待ちください——今、水道料金が最低でありまして、下水道料金が今回の改正でいきますと、安いほうから2番目ということになりますので、料金としては、まだ下から5番目ぐらいになるのかなと思っています。合わせた数字が出ていませんけれども、そういうことになるかなと思っています。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） いつも申しておりますけれども、木城町は住みよいまちづくりというようなことで、上下水道については、できれば県内最低ぐらいの推移でいってほしいと思う。結構、上水道のほうは高いわけでございますけれども、これも仕方がないということでもありますけれども、町長の考え方を一言お願いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の改定でありますけれども、実は、改定をするに当たって、財務局の指導監査を受けております。平成29年10月のことであります。その中では、上水道それから下水道ともに、地方債を借りて運営をしていくわけでありますけれども、しかし、実際、特別会計は使用料及びそういったもので運営するのが原則であります。それが特別会計であります

けれども、ただそれだけでいくと、例えば上水道も下水道も割合でいきますと、使用料はわずか2割から3割であります。その7割をどうするかということではありますが、半分程度は国からとか県からもらえるにしても、残りは、住民代表であります議員の皆様方のご理解をいただいて、やはり住民の負担軽減を緩和するという意味で一般会計から繰り入れをして、どうにか賄ってきたということであります。財務局の現地検査では、今後、人口の減少化が進む、それから、最初にいろんな工事等をやっていますので、そのときにお金を借りています。地方債であります、その償還もあるということで、なかなかそれでは賄いきれないでしょう。あくまでもうちの場合は、今のままでしたらいいのですが、負担料、いわゆる使用料が安いというご指摘も受けて、上げなさいという指導監査を受けております。

その前に何度か財務局がオーケーを出すような改善計画書を出したわけではありますが、なかなか認めてもらえないということで、最終的にはこの上下水道の料金改定について、私のほうから委員会のほうに諮問いたしました。そして、宮大の水道行政に詳しい先生を座長にいたしまして、検討をしていただきましたが、その結果、やっぱり今回お示しをしているような範囲、例えば、大雑把であります、上水道については5%、それから下水道については約25%の料金改定をするのが望ましいというようなこと。それから、2つ目には、今回の改定にかかわらず、5年後ぐらいをめどにして、その都度、一応状況をしっかりと、経営状況を判断してくださいと、それでもやっぱりだめな場合には、料金を上げたり下げたりそういった判断をしてくださいということであります。

それから、3点目は、しっかりと特別会計でありますので、やっぱり自主自立が原則でありますので、そういった部分でしっかりと経営をしていただきたいというような3つのことが出ております。

結論といたしましては、先ほどからありますように、料金は上げざるを得ないという状況の中、やっぱりしっかりと今後皆さん方の理解をいただきながら、一般会計からの繰り入れはしていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑は終わります。

次に、議案第54号中之又多目的集会施設設置条例及び中之又多目的集会施設の管理運営に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。議案第54号に対する総括質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 中之又多目的集会施設、これ多分、もともと松尾鉦山からの一部



寄附関係で建設された建物で、現在ほとんど使われていない。中之又の加工部が使用しているような状況になっているかと思いますが、今後、この条例がなくなるということは、この施設はどういった運営というか、もう中之又の方に運営を任せられるのか、どういう形になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 現在、行政財産ということで、条例に基づいて管理をしているわけですが、今回、この条例を廃止するということは、普通財産にするということで、普通財産になると貸すことができますので、貸し付けを行っていきませんが、施設自体につきましては、町の財産ということは変わりませんので、今後とも管理は町のほうでしていくということで考えております。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑は終わります。

次に、議案第55号令和元年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案第55号に対する総括質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 33ページの学校施設整備費、委託料の3,717万1,000円について説明をお願いします。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、3,717万1,000円のうち、小中学校の新校舎建設に伴う基本設計の委託料が3,589万5,000円。基本設計の検収支援業務委託としまして127万6,000円、合わせまして3,717万1,000円お願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） まず、27ページの児童措置費のほうですけれども、この1,126万8,000円、工事請負費、これとその次のページ、29ページ、この診療所費ですけれども、これ、今実際、木城クリニックさんがされているかと思うのですが、この診療所、ちょっと話も聞いておりますけれども、今後のこの診療所の運営のあり方をお聞きしたい。大体、この内容の需用費26万7,000円、診療所委託料63万円、これについてお聞きしたいと思います。

その2つだけお願いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、27ページになりますが、児童措置費の工事請負費であります。1,126万8,000円、こちらはめばえ保育園の非常用発電設備工事に伴う工事費になります。

それと、29ページの診療所費であります。全体的な考え方につきましては、現在、木城クリニックの永田先生のほうが月1回、石河内、中之又の診療を行っておりますが、今回、今年度になりまして、永田先生、木城クリニックと現在の西都市の鶴田病院さんのほうの協議が始まっておりまして、今後、鶴田病院さんのほうが、へき地診療にかかわります医療を引き継ぎ受ける方向で、現在調整を行っているところであります。

今回、補正予算で追加をしております委託料等につきましては、今後、これから先に年度途中の変更が生じる場合に備えて、今までの月1回の診療回数にプラスして、月2回分という形で追加分を今回計上させていただいています。また、それに伴います需用費、役務費については、施設に関連する費用として追加をさせていただいているところであります。

なお、今後の協議次第でありますので、まだいつからと、変更する、否も含めて、まだそちらについては決定をしておりませんので、今後協議が進み次第ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第56号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第56号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第57号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案第58号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。議案第59号は人事案件となっております。ここで、本案に係る教育長、中竹聖子君の退場を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 退場〕

○議長（神田 直人） 議案第59号に対する質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 教育長の任命については、町長の専権事項でありますので、議会がどうのということではありませんが、2点だけ聞きたいのは、まず、なぜこの時期なのかと、これから中学3年生は受験に向かっていく、いろんな行事も含めて多うございますが、来年の9月まで任期があるにもかかわらず、この時期になぜされるのかと。

もう1点、これは、先ほど言ったように町長の裁量権であります。私がこの議案書を見たのは月曜日であります。次の方の後任の人となりを見るのには、やや時間が少ないと感じました。教育行政のトップを選ぶわけですので、できるだけ早い段階で、議会議長等に調整等のお話をされてもよかったのではないかと、せめて、9月いっぱい任期といたしましても、今月の、10月に臨時議会を開いてでも、私はよかったのではないかという気がしておりますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の教育長人事案件でありますけれども、まず1点目ではありますが、まずは中竹教育長のほうから、令和元年8月23日付で町長及び教育委員会職務代理者に対して辞職願が出されたところであります。

それを受けまして、任期が9月30日という、月でいきますとそういうことになるわけですが、もうそういうことがわかっておりますので、それを受けまして、切れ目なく10月1日からの就任を考え、直近の定例会である9月議会に向けて諸手続を行って、今日に至ったということでもあります。

臨時議会とかいろいろお話がありますが、地方自治法で定められているように、臨時議会と定例会、しっかりと区分がされています。こういった場合は、私は臨時議会じゃなくて定例会ですべきだと。地方自治法にのっとればそういう形でできるのかなと。それもしか、諸手続が済んだ時点です。今回はそういうことで進めましたので、今回、追加告示で上げて、今日を迎えたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、もう1点であります。今、新教育長を選ぶ際に、そういった声をということでもあります。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、そういった法の中ではしっかりとこれについては、今、甲斐議員がおっしゃったように、意見を聞く場があってもしかるべきだということもあります。それは、あくまでもしななければならないということではなくて、判断をする際にそういうのは必要ですよということになる。これにつきましては、私どもが判断をするのではなくて、議会のほうでそういうものが聞きたいと、あるいはその判断材料にしたいと言え、しっかりと議会のほうでそういった手続をとってもらえば、私

のほうはそれで対応したいと思っていたところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

教育長、中竹聖子君の着席を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 着席〕

○議長（神田 直人） 次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮問第2号は人事案件となっています。ここで、本案に係る総務財政課長、中井諒二君の退場を求めます。

〔総務財政課長 中井 諒二君 退場〕

○議長（神田 直人） 諮問第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

総務財政課長、中井諒二君の着席を求めます。

〔総務財政課長 中井 諒二君 着席〕

---

#### 日程第24. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（神田 直人） 日程第24、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第5回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第50号及び議案第52号から議案第57号に至る議案については、各常任委員会、特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第25. 散会

○議長（神田 直人） 日程第25、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、7日から9日までは休会。10日火曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時50分散会

---